

**地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の  
山口県が定める基準を満たす研修等の開催について**

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

- ◆ 令和元年度実施研修（令和元年11月18日現在）
  - ※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。
  - ※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

## 【No.19】

研修名称	高齢者の権利擁護～高齢者虐待の早期発見のためのケアマネの役割～
日程	令和元年12月23日(月)
申込期間	令和元年11月25日(月)～令和元年12月6日(金)
内容	講義、グループワーク
対象者	岩国市内で就業する主任介護支援専門員及び介護支援専門員
研修実施機関	岩国市地域包括支援センター
研修に関する 問い合わせ先	(所属)岩国市地域包括支援センター(岩国市高齢者支援課) (担当)山本せつ子 (電話)0827-29-2566
備考	